

## 和歌山市稼げる観光コンテンツ創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が有する自然、歴史、文化、食等の魅力的な地域資源を活かし、稼ぐことのできる観光コンテンツを創出することにより、市内における観光消費を促し、観光産業の振興に寄与することを目的として、予算の範囲内において和歌山市稼げる観光コンテンツ創出支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「観光コンテンツ」とは、本市が有する魅力的な地域資源を活かして顧客目線での体験プログラムやツアー等といった地域の魅力を向上させるサービスを企画し、実施されるもので、市内の宿泊客数及び観光需要を増加させ、本補助事業終了後も継続的な実施が見込まれるものをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 法人にあつては市内に本店又は主たる事務所を有し、個人にあつては市内に住所を有すること。

(2) 個人にあつては直近2年間に事業実績があること。

(3) 市税及び国税を完納していること。

(4) 申請者又はその役員が次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員（和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号。ウにおいて「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 法人で、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員に該当する者

ウ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

エ 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、相当の反対給付を受けずに金品その他の財産上の利益を供与した者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者ではない者

(6) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、観光コンテンツ

として、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市外からの誘客が見込める事業であること。
- (2) 補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から2年間継続して観光コンテンツの提供を行える事業であること。
- (3) 本市から補助金、負担金等の経済的支援を受けていない事業であること。
- (4) 本市が共催していない事業であること。
- (5) 観光コンテンツの提供が市内で行われる事業であること。
- (6) 新規の事業であること又は過去に実施したことのある事業のうち、発展若しくは拡充が行われる事業であること。
- (7) アンケート調査等で、事業の評価、参加者の属性、宿泊客数、NPS（ネットプロモータースコア）等を把握できる事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 物品の購入及び施設の新設や改修を主たる目的とする事業
- (2) 既存事業の軽微な変更など、新規性に乏しい事業
- (3) 国、県等からの補助金等と本補助金との合計額が総事業費を上回る事業
- (4) 政治活動又は宗教活動と認められる事業
- (5) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれのある事業
- (6) 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が50万円未満の事業
- (7) その他、市長が適当でないとする事業

（補助対象事業の募集）

第5条 市長は、前条に規定する要件を満たす補助対象事業を募集する。

2 前項の募集に応募しようとする者は、次に掲げる書類を定められた期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 参加申込書（別記様式第1号）
- (2) 事業計画書（別記様式第2号）
- (3) 収支予算書（別記様式第3号）
- (4) 現在事項全部証明書（補助対象事業者が法人の場合に限る。）
- (5) 住民票（補助対象事業者が個人の場合に限る。）
- (6) 納税（完納）証明書（本市が賦課徴収する市税がある場合に限る。）
- (7) 市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書（別記様式第4号）（本市が賦課徴収する市税が無い場合等で、前号の書類が提出できない場合に限る。）
- (8) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税に未納の額がないことを証する書類
- (9) 誓約書（別記様式第5号）
- (10) 役員等調書及び照会承諾書（別記様式第6号）
- (11) 印鑑証明書
- (12) 直近2年間の財務状況及び経営成績を明らかにする書類
- (13) 事業内容が分かる資料

（選定）

第6条 市長は、前条の規定により提出された事業について審査を行い、事業の選定を行う。

2 前項の選定の結果は、応募者に通知する。

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に直接要する経費のうち、別表に定める経費とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 事業費のうち、補助対象経費が2,000,000円以上のもの 1,000,000円
- (2) 事業費のうち、補助対象経費が500,000円以上2,000,000円未満のもの 250,000円

(交付の申請)

第9条 第6条により選定された者は、規則第3条に規定する申請を行わなければならない。

- 2 規則第3条の補助金等交付申請書を提出するに当たって、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及びその金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額。以下「補助金に係る仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 3 規則第3条の市長が必要と認める書類は、第5条第2項に定める書類とし、応募の際に提出したものをもって代えるものとする。ただし、応募の際に提出した書類が交付の申請の時ににおいて変更されている場合は、この限りでない。
- 4 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかにその旨を補助金不交付決定通知書（別記様式第7号）により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、規則第5条第1項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付を申請するに当たって、補助金に係る仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従うこと。
  - ア 実績報告の提出前に、補助金に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告する。
  - イ 実績報告の提出後に、消費税の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額）について速やかに市長に報告するとともに、これを返還納付する。
- (2) 補助対象事業の遂行の状況等を確認できる資料を補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならないこと。
- (3) 補助対象経費の収支に関する帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理した上、これらの帳簿及び関係書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から5年間保存し、市長から求めがあったときは、いつでも閲覧に供しなければならないこと。

(軽微な変更)

第11条 規則第5条第1項第1号の市長が別に定める軽微な変更とは、30パーセント未満の補助対象経費の経費区分間の配分の変更又は補助対象経費の経費項目内の配分の変更とする。

(実績報告)

第12条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書(別記様式第8号)
- (2) 収支決算書(別記様式第9号)
- (3) 収支に係る証拠書類(領収書、契約書、請求書、支出明細等)の写し
- (4) 領収書等の整理表(別記様式第10号)

2 規則第12条の実績報告に関する書類については、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了した日が属する年度の3月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に掲げるとおりとする。

(事業実施状況の報告)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から2年間における補助対象事業の実施状況について、毎年度終了後30日を経過した日までに、事業実施状況報告書(別記様式第11号)にて報告しなければならないものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第7条関係）

補助対象経費	
区 分	項 目
報酬	事業実施のために臨時的に雇い入れた活動スタッフ等（アルバイトを含む。）の人件費（ただし、補助対象経費の合計20パーセント以内とする。）
報償費	講師、専門家、出演者等の派遣に要する謝礼金（ただし、補助対象経費の合計5パーセント以内とする）
需用費	チラシ、ポスター、看板等の作成に要する消耗品費又は印刷製本費
委託料	専門知識、技術等を要する業務を外部に委託した費用
使用料及び賃借料	イベント等の会場等の使用料又は機器等のレンタル料
役務費	通信運搬費、広告料（WEB広告等に要する経費）、手数料、保険料、翻訳料及び通訳料
備品購入費	耐用年数が1年以上で、汎用性がなく事業実施に必要な機器等の購入費（ただし、補助対象経費の合計5パーセント以内とする。）
その他	その他事業のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めたもの
<p>ただし、次に掲げるものは上記にかかわらず対象経費としない。</p> <p>ア 家賃（敷金等を含む。）</p> <p>イ 土地の取得、造成及び補償に関する経費</p> <p>ウ 補助対象事業者の経常的な運営に関する経費（事務局経費等）</p> <p>エ 補助対象事業者の構成員に対する謝礼金</p> <p>オ 海外渡航費用</p> <p>カ 火災、地震等の家屋に係る保険料</p> <p>キ その他事業に直接関係のない経費又は市長が社会通念上適切でないとして認めた経費</p>	

別記様式第1号（第5条関係）

参加申込書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

住所

氏名

（法人の場合は、法人名及び代表者名）

和歌山市稼げる観光コンテンツ創出支援事業に係る選考への参加を申込みます。

事業計画書

年 月 日

住所

氏名

（法人の場合は、法人名及び代表者名）

事業名			
事業期間	年 月 日	～	年 月 日
補助対象経費	円	補助申請額	円
消費税の課税区分	本則課税事業者 ・ それ以外 （該当するものに、○をしてください。）		
概算払いの希望の有無	※概算払いを希望する場合は、その理由を記載すること。		
事業を実施する理由と目標	※地域の現状、課題等を踏まえた事業実施に至った理由について記載すること。また、事業を実施することで地域がどのようなことになるかを考えているか記載すること。		
	売上高	宿泊客数	N P S
	円		

事業内容	新規事業 ・ 既存事業の発展等 (該当するものに、○をしてください。)
	※事業の実施内容を具体的に記載すること。なお、既存事業の発展等の場合は、変更点が分かるように記載すること。 ※コアターゲット、スケジュール、場所、課題解決に向けた取組、地域資源の活用方法などを記載すること。

事業の収益見込	※事業年度における事業規模（顧客数、販売数など）、売上高について記載すること。	
自走化に向けた 次年度以降の 事業展開	※補助金受給終了後の事業展開や資金確保等、次年度以降の取組について記載すること。	
	2年目	
	3年目	
事業を実施するために保有している強み		
連絡先	※担当者との窓口となる者	
	氏名	役職等
	電話番号（携帯電話）	
	メールアドレス	

収支予算書

（単位：円）

収 入	区 分	予 算 額		内 訳
	自 己 資 金			
	売 上 高			
	本 補 助 金			
	そ の 他 (国、県等の補助金等)			
	<u>合 計 (①)</u>			

支 出	区 分	予 算 額		内 訳
		補助対象	補助対象外	
	報 酬			
	報 償 費			
	需 用 費			
	委 託 料			
	使用料及び賃借料			
	役 務 費			
	備 品 購 入 費			
	そ の 他			
	<u>小 計</u>			
<u>合 計 (②)</u>				

収支 差額	<u>合 計 (①-②)</u>	
----------	------------------	--

別記第4号様式（第5条関係）

市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

住所

氏名

（実印）

（法人の場合は、法人名及び代表者名）

和歌山市税は、課税されていないことを報告します。

また、和歌山市稼げる観光コンテンツ創出支援事業に係る応募に伴い、和歌山市税課税（滞納している場合を含む。）状況等を調査されることを承諾します。

誓約書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

和歌山市稼げる観光コンテンツ創出支援事業補助金交付要綱に基づき、遅滞なく応募に必要な書類を提出します。

また、和歌山市稼げる観光コンテンツ創出支援事業補助金要綱に記載されている要件を全て満たしていることを誓約します。

応募者	所在地	
	事業者名	
	代表者名	(実印)
担当責任者	部署名	
	氏名	

役員等調書及び照会承諾書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

住所

氏名

（実印）

（法人の場合は、法人名及び代表者名）

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、和歌山市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書の2に定める項目のいずれかに該当するか否かに関し和歌山県和歌山東警察署、和歌山西警察署又は和歌山北警察署に照会することを承諾します。

役職名	フリガナ 氏名	生年月日	住 所

【注意事項】

- 1 法人にあつては、登記事項証明書に記載されている役員（代表者を含みます。）の方全員について記載してください。
- 2 この調書に記載されたすべての個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づいて取り扱うものとし、和歌山市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書に基づいて実施する暴力団排除のための措置以外の目的には使用しません。和歌山市がこれらの情報をもとに和歌山県和歌山東警察署、和歌山西警察署又は和歌山北警察署から取得した個人情報についても同様です。

第 号  
年 月 日

補助金不交付決定通知書

様

和歌山市長

印

年 月 日付で申請のあった和歌山市稼げる観光コンテンツ創出支援事業補助金の交付について、次の理由により認められませんので通知します。

不交付の理由	
--------	--

事業報告書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

住所

氏名

（法人の場合は、法人名及び代表者名）

事業名			
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
補助対象経費	円	補助金等の 交付決定金額	円
事業内容	※事業の実施内容を具体的に記入すること。 ※必要に応じて写真や図表を挿入し、事業経過及び成果が分かる書類を添付してください。		

※事業計画書の記載内容に沿って、事業の成果を記載してください。

事業の成果  
目標達成度

	売上高	宿泊客数	N P S
目標値	円		
↓			
実績値	円		

事業の課題等

今後における  
事業展開

収支決算書

（単位：円）

収 入	区 分	決 算 額		内 訳
	自 己 資 金			
	売 上 高			
	本 補 助 金			
	そ の 他 (国、県等の補助金等)			
	<u>合 計 (①)</u>			

支 出	区 分	決 算 額		内 訳
		補助対象	補助対象外	
	報 酬			
	報 償 費			
	需 用 費			
	委 託 料			
	使用料及び賃借料			
	役 務 費			
	備 品 購 入 費			
	そ の 他			
	<u>小 計</u>			
	<u>合 計 (②)</u>			

収支 差額	<u>合 計 (①-②)</u>	
----------	------------------	--



別記様式第11号（第14条関係）

事業実施状況報告書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

住所

氏名

（法人の場合は、法人名及び代表者名）

年 月 日付けにて補助金額が確定した上記の補助事業に関し、 年度の事業実施状況について、和歌山市稼げる観光コンテンツ創出支援事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき下記のとおり報告します。

事業名	
事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日
総事業費	円
売上高	円
利益	円
事業内容 事業の成果 今後の事業展開	※簡潔に記載してください。